令和３年度岩手県社会福祉事業団事業報告

事 業 概 要

【特に取り組む事項】

１　新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等の強化

当事業団においては、基本的な感染防止対策について徹底して取り組んだが、令和 3 年度中に利用者 7 名、職員 10 名、計 17 名の感染者が確認された。ほとんどがオミクロン株の影響により県内の感染者が急増した１月以降に感染したものとなっている。

なお、感染者が発生した 13 の施設等では、法人で定めた「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対応について」に基づき、事務局に災害対策本部、施設等には現地災害対策本部を設置し、連携して保健所の指示に基づいた対応を行った。

また、各施設等で定めた「施設で蔓延した場合の対応マニュアル」に沿って、ゾーニングによる汚染区域と非汚染区域の区分けや感染者の支援にあたる職員の防護服着用等による二次感染防止対策を徹底して行った結果、クラスターに発展することは無かった。

また、各施設等では、市町村や医療機関とワクチン接種がスムーズにできるよう調整を行い、希望するすべての利用者及び職員は２回のワクチン接種を９月までに終了した。３回目の接種も同様に対応を行っている。

２　法人設立 50 周年のあゆみと新中長期経営基本計画の推進

令和３年度は当事業団の設立 50 周年の節目であり、今まで支援をいただいた方々に感謝するとともに、事業団のこれまでのあゆみを振り返り、今後の成長発展への意識を新たにする機会とするため、令和 3 年 12 月 20 日、創立 50 周年記念式典及び記念講演を開催した。また、これに合わせて 50 周年記念誌を発刊した。

新たな中長期経営基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）の初年度として、各施設等の前期実施計画が着実に行われるよう、法人本部による内部事務指導や各施設長で構成するプロセスマネジメント会議の開催により事業の進捗管理を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により実施方法の変更等はあったものの、各施設等においては概ね計画どおりに事業が実施され、順調に 10 年間のスタートを切ることができた。

３　日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル東北ブロック開催

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム関連である「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル in 東北ブロック」の実行委員会事務局として、岩手県や県内の福祉関係団体、東北各県の障がい者芸術活動支援センター等の協力を得ながら開催準備を進め、令和３年 10 月 16 日から 24 日の９日間、「いわて県民情報交流センターアイーナ」を主会場として開催した。

期間中、県内外から約 1,900 人が来場し、普段は障がい者芸術に触れることのない方にも、絵

画、舞台発表等の質の高い芸術活動を視聴いただく機会を提供し、障がい者の社会参加のさらなる推進を図った。

4　みたけの杜開設に向けた準備

みたけの園建物解体工事を行うために、令和 2 年度中に利用者の生活場所を旧みたけ学園の建物に移したが、環境の変化に対する不安を払拭し、安心して生活できるよう支援するとともに、解体工事現場が生活の場の直ぐ近くにあることから最大限利用者の安全確保に留意した。

みたけの園として利用していた施設の解体工事は、令和３年８月に完了し、整地、土壌改良工事が行われた後、令和４年３月には基礎工事が開始された。

また、みたけの園、法人本部のほか県担当課及び請負業者をメンバーとした総合工程打ち合わせを毎月開催し、工事の進捗確認や近隣住民からの要望への対応、利用者への安全対策等を協議してきた。

5　中山の園の施設整備検討

中山の園の改築整備に係る個別の課題等を検討するため、令和３年６月、県により「中山の園整備基本構想・基本計画検討委員会ワーキンググループ」が設置され、当事業団からも中山の園及び法人本部から職員２名が構成員として参加した。

ワーキンググループ会議は、年度内に３回開催され、中山の園がこれまで果たしてきた役割や今後に期待される役割等を整理し、改築整備の基本的な方向性をまとめた「中山の園整備基本構想（案)」の策定に向けた作業を行った。今後、中山の園整備基本構想・基本計画検討委員会による検討を経て、「中山の園整備基本構想」が策定される見込みとなっている。

また、その後は「中山の園整備基本計画」の策定を進めることとされており、継続して県との連携し情報共有を図りながら、さらに具体的な整備検討を進めていく予定としている。

【中長期経営基本計画の重点項目に係る取組事項】

Ⅰ　お客様本位の良質かつ適切なサービスの提供

１　人権擁護の徹底

・　施設長等で構成する虐待防止対応責任者会議を年２回開催し、施設における虐待防止の取組や研修計画及び施設のリスクマネジメントの取組状況について情報共有を行った。

　各施設等においては、毎月全職員が「人権侵害防止自己チェック」を行い、自身の支援を振り返るとともに、職員は不安や疑問を感じていることがあれば、その都度、施設長等に助言を求め、ともにその解消に努め、より良い支援に繋げている。

・　過去に発生した利用者預り金着服事案を風化させないよう、各施設等では預り金業務の重要性について、施設長が中心となって職員への意識啓発を行うとともに、職員間での相互牽制による適切な事務処理に努めた。また、法人本部では預り金事務指導において、各施設等の管理状況を確認し必要な助言及び指導を行ったほか、「施設等利用者預り金等管理に関するＱ＆Ａ【第８版】」を作成し通知した。

・　各施設等では成年後見制度利用が必要と思われる身元引受人等に対し、制度利用に係る手続き等の説明を行った。

２　サービスの質の向上

・　各施設等では利用者及び職員の事故や怪我を未然に防止するため、インシデントを積極的に収集、要因分析し、アクシデントに繋がらないよう未然の対策を講じた。

・　新型コロナウイルスを含めた感染症を予防するため、各施設等ではマスクの着用、手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策を徹底した。また、新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合は、保健所の指示及び法人が定めた「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対応について」に沿って対応を行った。

・　業務改善活動においては、利用者の特性に着目した支援方法の検討などの内容を含め、45 のテーマに取り組んだ。法人本部は、県立大学講師を招き、「分かりやすい報告書の作り方」等の研修会を行うなど、年３回の進捗会議を行い、各活動をサポートした。

・　各施設等においては、サービス提供の手引き「手にして未来Ⅱ」を日常におけるＯＪＴにおいて活用し、サービスの維持・向上に努めた。なお、「手にして未来Ⅱ」は「中長期経営基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度)」の内容に合わせ、改訂作業を行い、新たに「手にして未来Ⅲ」を完成させた。

・　県が認証する評価機関による福祉サービス第三者評価を「松風園」、「やまゆり」、「りんどう」、「療育センター障がい者支援部」及び「てしろもりの丘よつば」の５施設が受審した。その他の施設においても、福祉サービス第三者評価基準を基に自己評価を行い、サービス提供の点検と改善に努めた。

　また、各児童デイサービスセンターでは、職員の自己評価と保護者等からの評価結果を

取りまとめ県への報告を行った。

・　「オモイをカタチに基金」を活用し、サービスの質の向上及び利用者・職員の負担の軽減等に有効な機器として、岩手県立療育センターにおいて「トランスファーボードスケール」※を導入した。

※「トランスファーボードスケール」・・・ベッドからストレッチャーに移乗できる体重計

３　セーフティネットの役割発揮

・　児童養護施設「和光学園」では家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員等の専門職の配置を行い、利用児の家庭復帰支援、愛着障がいや発達障がい等があり支援の難しい利用児への支援を行った。また、里親支援専門相談員を配置し里親との積極的な交流にも努めた。

・　自立援助ホーム「ステップ」では、それぞれの入居者の関係機関と協働し丁寧なアセスメントを行い、自立生活へ向けた支援を行った。

・　障害児入所施設「たばしね学園」及び「てしろもりの丘よつば」においては、心理指導担当職員やソーシャルワーカー等の専門職を配置し、愛着障がいや発達障がい等があり支援の難しい利用児への支援を行った。また、「てしろもりの丘よつば」では、ユニット型の生活支援の充実に努めた。

　「たばしね学園」では、近年の在宅志向の高まりに合わせ周辺地域の通所型事業所が整備されてきたことなどにより、入所児童が定員を大きく下回る状況が続いていることから、今後の入所ニーズや短期入所等の在宅福祉サービスに十分対応できると判断し、令和４年度から定員を「40 名」から「30 名」に変更することとした。

・　障害者支援施設では、支援困難な障がい者や地域生活を維持できなくなった障がい者の積極的な受入れに努めた。また、「松風園」、「やさわの園」では花巻市自立支援協議会に参画し、地域生活を営む利用者の緊急的な短期入所利用の受け皿として地域生活支援拠点等開設への準備を行った。

・　共同生活事業所「みたけの園」では、周辺地域のレスパイトニーズへ対応するため短期入所の受入れを継続した。

・　相談支援事業所では、発達障がい・行動障がいの支援者育成研修や医療的ケア児コーディネーター等養成研修等の専門研修を受講し、相談支援専門員の専門性を高めた。

・　救護施設においては、市町村からの要請により一時入所事業による受入れを行ったほか、生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業の提供事業所として、ＤＶ被害者等の緊急的に居場所が必要となった方の受入れを行った。

・　「緊急的住居確保・自立支援対策」に係る自立準備ホームについては、岩手県地域生活定着支援センターと連携し、触法障がい者及び触法高齢者の帰住地の調整や福祉サービスの申請支援を円滑に進めるため、「松山荘」に加え「好地荘」にも設置することとし、県及び花巻市と令和４年度の設置に向けて準備を行った。

４　福祉関係法令への対応

・　各施設等においては、外部研修会への参加のほか施設内職場研修において、障害者差別解消法や障がい者等の意思決定支援について取り上げ、職員の理解促進に努めた。

・　指定障害福祉サービスの事業所の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正による虐待防止対策の強化に合わせ、法人の虐待防止要綱の改正を行った。

Ⅱ　地域福祉の推進

１　地域社会との連携・協働

・　令和２年度に開設した「てしろもりの丘」では、地域住民と施設利用者の交流促進を図るため、近隣住民との日常的な交流に加え、施設行事、地域行事での相互交流を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大から行事開催が見送られた。

・　各施設で開催する運営協議会については、新型コロナウイルス感染症の拡大から対面開催ができなかった施設もあったが、地域住民や関係団体等の方々から書面で意見交換をいただくなどし、できるだけ地域からの意思を反映させるよう努めた。

・　各地域の自立支援協議会及び関係部会に職員を派遣し、それぞれの地域が持つ課題について関係機関と情報を共有しながら、改善に向けた取組を行った。

・　法人として「ＩＷＡＴＥ・あんしんサポート事業」への参画を継続し、あんしんサポート相談員を１名増員した。また、令和３年度に試行されたＩＷＡＴＥ子ども夢基金事業にも参画した。

・　各施設では、日中一時支援事業や短期入所事業での受入調整を行い、在宅障がい者のニーズに合わせたサービスを提供した。また、「みたけの園」においては、地域の実情に鑑み、令和４年度から、就労移行支援事業については「6 名」から「0 名」に、生活介護事業については「9 名」から「15 名」に、それぞれ利用定員を変更することとした。

・　「松風園」及び「ワークなかやま」の就労定着支援事業では、関係機関と連携しながら、企業に就労した障がい者を対象に生活面における相談や勤務先企業との連絡調整を行い、支援対象者がより長く就労していけるよう課題解決に向けた支援を行った。

・　障害者就業・生活支援センター「しごとネットさくら」では、北上市を中心に障がい者及び事業主からの就業や日常生活上の相談に対応するとともに、職場実習のあっせんなど、障がい者の就労支援の充実に努めた。

２　福祉需要に即した事業の推進

・　県委託の「岩手県地域生活定着支援センター」では、自立が困難な触法障がい者・高齢者が、矯正施設退所後に地域の福祉サービスを受けるためのコーディネート業務やフォローアップ業務等、地域生活への移行・定着のために必要な支援を行った。また、県内の関係施設、事業所等とのネットワーク構築のため、定期的に専門部会を開催した。

・　県委託の「障がい者芸術活動支援センターかだあると」では、法律分野、芸術分野の専門アドバイザーを設置し、障がい者芸術に関する相談に対応するとともに、障がい者の文化芸術活動に取り組む施設等に指導者を派遣し、実践的な手法等に関する指導等を行った。

　また、岩手県障がい者文化芸術祭を開催し、336 点の作品展示を行うとともに、演奏などの動画をＷｅｂ配信した。

・　文化庁主催の「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル in 東北ブロック」の東北ブロック実行委員会事務局として準備を進め、10 月 16 日から 24 日までの９日間、感染対策を講じながら「いわて県民情報交流センターアイーナ」を主会場として開催し、障がい者の社会参加のさらなる推進を図った。

・　県委託の各種支援者育成事業を開催した。研修修了者は、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」123 名（内訳：支援者 83 名、コーディネーター40 名）、「重症心身障がい支援者育成研修」17 名、「発達障がいの支援者育成研修」30 名であった。

・　市町村からの障がい児・者の相談支援や社会資源を活用するための相談支援等の委託事業に対応していくため、相談支援事業所の職員体制の強化について検討し、令和３年度においては相談支援事業所「まつやま」に職員１名を増員した。

・　岩手県立療育センターでは、福祉、医療が一体となり利用児（者）の発達段階や障がい及び個性に応じた支援を行うとともに、総合的な障がい児（者）の療育相談体制の強化と地域支援機能の充実に努めた。また、県が策定した「岩手県立療育センター運営推進計画」に基づき、県と連携した施設運営を行った。

・　岩手県立視聴覚障がい者情報センターでは、視聴覚障がい者の多様な情報ニーズに対応するため、点訳図書、録音図書、字幕入り（手話）入りＤＶＤの貸出、閲覧及び制作、収集を行ったほか、コミュニケーション支援の向上のため、意思疎通支援者の人材育成等に努めた。

・　岩手県立児童館いわて子どもの森では、8 月 16 日から 9 月 17 日までの期間、「岩手緊急事態宣言発令」のため臨時休館となったものの、再開後は感染防止対策を徹底し、「ようかいスタンプラリー」のリニューアルや世界文化遺産に登録された一戸御所野縄文博物館による企画展を初めて開催したほか、巡回事業として移動児童館事業やいのちのおはなしキャラバン事業を実施し、児童の健全育成活動を推進した。

Ⅲ　人材確保・育成と働きがいのある職場づくり

１　職員の確保

・　ホームページや就職情報サイトを活用し積極的に情報発信を行うとともに、各種就職説明会への参加及び大学・養成学校の訪問を行い、新採用職員の確保に努めた。

・　新型コロナウイルス感染症対策を講じながら可能な限り実習生・インターンシップの受入れを行うとともに、オンラインの活用による施設見学や仕事体験の受入れを行った。

・　職員採用試験では、年齢要件の一部見直しを行い受験者の確保に努めるとともに、学校の新卒者のみならず、社会人経験を有する方を対象とした採用試験も実施し、多様な人材の確保を図った。

２　人材の育成

・　職員育成３制度（教育研修制度、人事考課制度、目標管理制度）が有機的に連動した運用となるよう、令和２年度に行った見直し内容を各施設に周知し、制度に基づきながら人材育成を進めた。

・　令和３年度から、法人内職員の福祉職員キャリアパス生涯研修課程の受講を職制別研修の中に位置付けるとともに、職員一人ひとりの個別人材育成計画に基づき、研修受講を進めた。

・　組織の活性化を図るためのトータルな人材マネジメントシステムの構築に向け、検討を開始した。

・　特定非営利活動法人未来図書館への講師派遣や高校生を対象とした「マイナビ locus フィールドスタディ」の受入れを行い、次世代を担う中・高校生に対して福祉の仕事の魅力を発信した。

３　働きがいのある職場づくり

・　施設・事業所ごとの労働災害予防自主点検の実施や施設長等会議における時間外労働の削減に向けた業務効率化の推進の周知等により、労働関係法に基づく労務管理を徹底し、職員の安全・健康の確保とワークライフバランスへの配慮に努めた。

・　メンタルヘルスケアの推進のため、心の健康づくり計画に基づくストレスチェックの実施によるセルフケアや職場環境の改善への取組、メンタルヘルスケアの専門職員による健康相談を実施した。

・　職員間の日常的なコミュニケーションや職場内における良好事例の共有化等、風通しのよい組織風土づくりを推進した。また、令和４年度からの職員満足度調査の導入に向け実施方法や調査内容について検討を進めた。

・　個別人材育成計画に基づき、職務において特に必要と所属長が認める場合には、本部や施設が所管する研修のみならず自己啓発による研修等の受講について配慮した。

Ⅳ　信頼される組織運営と経営の安定・強化

１　社会福祉法人制度改革

・　理事会を９回、評議員会３回、運営協議会２回開催し、制度改革の趣旨である経営組織の強化、透明性の確保、財務規律の強化に努めた。

・　積立金の積増し等に係るルールの見直しを行い、新たに人件費積立金に係る基準を設定し、人件費積立金の積増しを行った。

２　経営の安定・強化

・　施設事業所ごとに年度及び上半期決算の経営分析報告書を作成し、経営ヒアリングやプロセスマネジメント会議（経営会議）において課題を共有、また人員配置については、予算ヒアリング等で共有し、事業の見直し検討や予算編成にタイムリーに反映させる等、実効性のある経営改善に取り組んだ。

・　「みたけの園」においては、令和 4 年 12 月の「みたけの杜」としての開設に向けた工事が進められている。県や施工業者等との連携のもと、進捗状況等について情報共有を図りながら、利用者及び地域住民の安全確保に向けた取組を行った。また、老朽化が進む「中山の園」においては、屋内消火栓の大規模な漏水があり、急遽、県対応による修繕工事が実施された。

・　「和光学園」では、故障や不具合が顕著に見られているエアコンについて、「好地荘」・「松風園」では非常用放送設備について、それぞれ県による大規模修繕が行われることとなり、その準備が進められているほか、事務局庁舎についても、必要な修繕や県への報告等を行った。

・　浸水地域にあるグループホームや事務所の住替えに向けた協議、調整を行い、共同生活事業所「じゃんぷ」では、令和 3 年 6 月に新たなグループホーム 2 箇所への移転を行った。また、共同生活事業所「ちふな」の事務所については、令和 4 年 4 月の移転に向け準備を進めた。

・　職員の経営意識の醸成に向けた取組として、法人本部主催の職制別研修をはじめ、副施設長及び庶務担当者等、会計業務に従事する職員を対象とした研修会のほか、中長期経営基本計画に基づく経営改善の取組を推進するための機会として、経営学習会を開催した。

３　コンプライアンスの徹底

・　会計監査人による好地荘他４施設の往査等を実施するとともに、会計監査人と理事、監事によるディスカッションを実施し、ガバナンスの強化に努めた。

・　「コンプライアンス基本方針・行動指針」を活用した職員への周知徹底や、コンプライアンス自己チェックを継続実施し、職員一人ひとりに高い倫理観と規範意識の保持を促した。

・　「コンプライアンス相談窓口」及び「ハラスメント相談窓口」を設置し、随時必要な対

応を実施した。

・　法人内事業所における障害者雇用率は2.98%であり、前年同期の2.79％を上回った。(法定雇用率2.3%)。

４　災害対策の強化

・　地域と連携体制を構築して日頃から防災訓練を実施しているほか、平成28年の台風10号による松山荘建物の浸水被害や近年発生している大雨災害を踏まえ、８月に法人全体で大雨による水害を想定した総合防災訓練を行い、利用者の避難経路や連絡体制の検証を行った。

・　事業継続計画（ＢＣＰ）について、総合防災訓練や日常の防災訓練における課題等、必要に応じて随時見直しを行い、多様化する災害に対応した計画の充実・強化に努めた。